

○建築基準法施行令第百三十条の九の四第二号ロの規定により国土交通大臣が定める基準

(平成十七年三月二十九日)

(国土交通省告示第三百五十九号)

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百三十条の九の四第二号ロの規定により国土交通大臣が定める基準は、次に掲げるものとする。

一 水素の製造は、次のいずれかの方法により行われるものであること。

イ 電気により水を分解する方法

ロ 水蒸気により炭化水素を改質する方法

二 高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五条第一項の規定に基づき、一般高压ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）第七条の三第二項各号に掲げる基準に適合するものとして都道府県知事の許可を受けたものであること。